

平成二十三年政令第六十七号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第五

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（以下「法」という。）第五条第五項

一 財務省の職員、一人

二 厚生労働省の職員、一人

三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員、一人

四 学識経験のある者、二人

2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の

3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課に

（積立金の処分に係る承認の手続）

第二条 機構は、法第十七条第一項の承認を受け

一 法第十七条第一項の規定による承認を受け

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の

内容

2 前項の承認申請書には、法第十七条第一項に

（国庫納付金の納付の手続）

第三条 機構は、法第十七条第二項に規定する残

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

（国庫納付金の納付の手続）

後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付し

て、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の

六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出

しなければならない。ただし、前条第一項の承

認申請書を提出したときは、これに添付した同

条第二項に規定する書類を重ねて提出すること

を要しない。

2 厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書

及び添付書類の提出があったときは、遅滞な

く、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写

しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度

の次の事業年度の七月十日までに納付しなけ

ればならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条 国庫納付金は、厚生労働大臣が財務大臣

に協議して定めるところにより、一般会計又は

労働保険特別会計雇用勘定に帰属させるもの

とする。

（他の法令の準用）

第六条 次に掲げる法令の規定については、機構

を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の

七第一項

二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和

五十五年法律第三十四号）第十条第一項第

三

三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十

三）第六條第一項第三号

四 密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律（平成九年法律第四十九号）第

三十三條第一項第三号

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六

条第五項及び第六項、第二十二條第四項並び

に第六十六條第一項から第三項まで及び第

五項

六 地域における歴史的風致の維持及び向上に

関する法律（平成二十年法律第四十号）第十

五条第六項及び第七項並びに第三十三條第一

項第三号

七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十

八号）第二十二條第二号（同令第二十四條に

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から

施行する。

（控除する額の算定方法）

第二条 法附則第五条第四項の規定により控除す

る額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産

の処分に要する費用を勘案して定めるものとす

る。

（国庫納付金の納付の手続等）

第三条 機構は、法附則第五条第四項及び第七項

の規定による納付金（以下「宿舍等勘定に係る

国庫納付金」という。）を納付しようとする

ときは、あらかじめ、当該宿舍等勘定に係る国庫

納付金の計算書にこれらの規定による処分に係

る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書

類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しな

ければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の宿舍等勘定に係る国

庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつた

ときは、遅滞なく、当該宿舍等勘定に係る国庫

納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣

に送付するものとする。

3 宿舍等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特

別会計雇用勘定に帰属する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一

〇八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二六年四月一日から施行

する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七

四号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行

する。

附則（平成三一年三月二九日政令第八

三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三一年四月一日から

施行する。

附則（令和二年九月四日政令第二六八

号）

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を

改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）

から施行する。